

1章 はじめに

1 計画の背景・目的

岩見沢市では、平成20年度に平成21年度から平成30年度までを計画期間とする「岩見沢市住宅マスタープラン」を策定し、住宅政策の基本理念・目標を定め、まちなか居住推進ゾーン内に市営住宅北1条団地を建設するなど住宅施策の展開を図ってきました。

また、平成30年度には、市営住宅等における整備の在り方を示す「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、延床面積の削減目標と各団地の事業手法を定めたところです。

岩見沢市住宅マスタープランの策定後、国は平成28年3月に「住生活基本計画（全国計画）」を見直し、北海道は平成29年3月に「北海道住生活基本計画」を見直しています。北海道住生活基本計画では、三つの目標と八つの住宅施策の方向性が示され、「きた住まいる」制度の活用による質の高い住宅ストックの市場形成などの施策を推進しています。

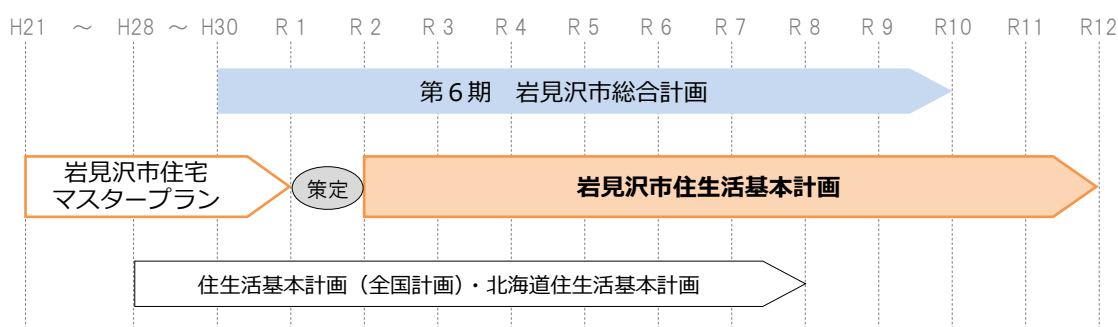
一方で本市においては、人口・世帯数の減少による空き家の増加、少子高齢化の拡大、世帯の小規模化などが進む中で、持続可能な住宅・住環境の形成に向けた取り組みが必要となっています。

岩見沢市住生活基本計画は、住宅・住環境を取り巻く動向を踏まえ、国や北海道、市の上位・関連計画の方針と連携しながら、今後の住宅政策の指針となる計画として策定するものです。

2 計画期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化、事業進捗状況等を踏まえ、定期的に見直しを行います。

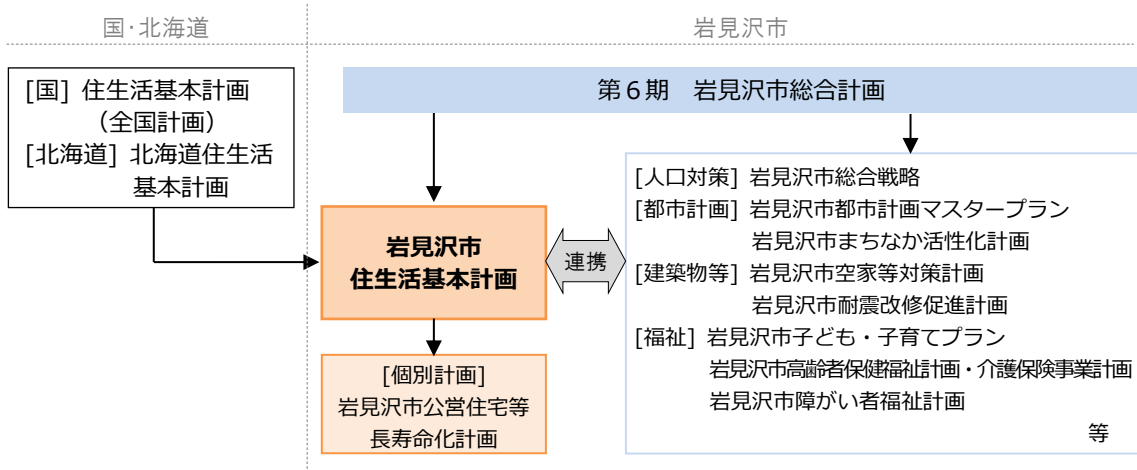
図 1-1 計画期間



3 計画の位置づけ

本計画は、「第6期岩見沢市総合計画」を上位計画とする住宅関連の分野別計画となります。「住生活基本計画（全国計画）」、「北海道住生活基本計画」に則するとともに、都市計画や福祉など各分野の関連計画と連携を図ります。

図 1-2 計画の位置づけ



4 計画策定体制

本計画は、学識経験者、関係団体が推薦する者からなる住生活基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において審議します。また、庁内関係職員による庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、協議・調整します。

また、市民アンケート調査を実施し、住宅施策に関する意向等を把握するとともに、計画素案を公表してパブリックコメントを実施します。

事務局は、建設部建築課に設置し、適宜北海道等や関係団体との調整を行います。

図 1-3 策定体制

